

## 清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議 開催要領 (平成 27 年 8 月 4 日施行)

(目的)

第 1 条 まち・ひと・しごと創生に係る人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生法(平成 26 年法律第 136 号)第 10 条の規定に基づく清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の推進等を図るため、専門的見地から意見を聴取することを目的とする。

(協議事項)

第 2 条 清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議(以下「推進会議」という。)が協議する事項は、次に掲げるものとする。  
 (1) 人口ビジョンの策定に関すること。  
 (2) 総合戦略の策定及び進行管理に関すること。  
 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、次に掲げる者のうちから委員 10 人以内で組織する。  
 (1) 学識経験者  
 (2) 産業関係団体の代表者  
 (3) 行政機関の代表者  
 (4) 教育機関の代表者  
 (5) 金融機関の代表者  
 (6) 労働関係団体の代表者  
 (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会議)

第 4 条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、市長が召集する。  
 2 会議には、必要に応じて、座長を置くことができる。  
 3 座長を置く場合は、委員の中から市長の指名により選任し、座長が会務を総理する。  
 4 会議においては、座長を置く場合、座長が議長となる。  
 5 座長に事故があるとき、又は座長がかけたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。  
 6 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(会議の公開)

第 5 条 会議は、原則として公開する。ただし、会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録の作成及び公表)

第 6 条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表する。

(庶務)

第 7 条 推進会議の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

## 清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議の公開等(案)

清須市附属機関等の会議の公開に関する要綱(平成 18 年 3 月 29 日告示第 24 号)第 3 条において、附属機関等の会議は、個人に関する情報等を審議する場合を除いては、原則として公開することとされています。

また、附属機関等の会議の公開又は非公開の決定は、附属機関等の長が、当該会議に諮って行うこととされています。

このことから、清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議の公開等について、次のとおり定めることとします。

### 1 会議開催の事前公表

○ 会議の開催の前日 7 日までに、清須市ホームページで公表する。

### 2 会議の傍聴

○ 認める。  
 ○ 傍聴人の定数は 5 人とする。  
 ○ 傍聴希望者が定数を超えるときは、先着順により傍聴人を決定する。

### 3 会議録等

○ 会議の概要、会議録及び配付した会議の資料等は、清須市ホームページで公表する。  
 ○ 会議録には委員名を含むものとする。  
 ○ 会議録の内容について適正を図るため、座長は毎回の会議において、会議録署名委員 2 名を指名し、会議録への署名を求めるものとする。  
 ○ 会議録の内容は、次のとおりとする。  
 (1) 開催日時、開催場所  
 (2) 議題  
 (3) 会議資料  
 (4) 公開・非公開の別  
 (5) 傍聴人の数  
 (6) 委員の出欠状況  
 (7) 事務局の出席者  
 (8) 会議の内容  
 (9) 会議録の署名委員  
 (10) その他必要な事項